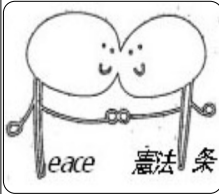


★本会は、日本国憲法第九条(戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認)を守り、その平和主義の精神を広めることを目的とします。本会の目的に賛同する人なら、国籍・思想・信条を問わず、誰でも入会、ニュースの購読ができます。★



## みやざき九条の会

ニュース No 44

2019年 1月24日発行

〒880-0803宮崎市旭1-3-20 くすの樹ビル  
TEL:0985(24)8820 FAX:0985(22)2937  
http://welove9.org/ (募金常時歓迎)

口 座 番 号 : 01760-4-131244  
加 入 者 名 : みやざき九条の会

〈新春エッセイ〉

# 「災」につづく「安」への展望

南 邦和

目出度さも中位なり

おらが春

正月を迎える度にふと口をついて  
出る一茶の句があります。

ともかくもあなた任せの

年の暮れ

小林一茶の句には「俳聖」と呼ばれた松尾芭蕉や画人でもあった「俳句中興の祖」与謝蕪村には見られない庶民のまなざしがあり、飄逸な独自の味わいがあります。

この「目出度さ」の一句は高望みをしない自らの境遇への自足の思い(また一面では諦観ともとれる)が込められているようですが、その「中位」の満足さえ望めない今日の日本の世相と政治状況です。年末恒例となっている京都・清水寺森清範貫主による「今年の漢

字」には「災」が選ばれました。

2018年は文字どおり「災害」

「災厄」続きの一年でした。突発的な自然災害や不測の事故などは、不可抗力の「災」と言えますが、許しがたいのは、「政治力」の劣化による作為・不作為による「災」です。

安倍政権下でのこの六年間の政治をふり返ると、国会運営における目に余る「強行採決」の連鎖、玉城デニー知事を選んだ沖縄県民の「民意」を無視しての「辺野古」への土砂投入、そして「モリ・カケ」を不問にしてゆくウソの積み重ねと行政の詐術・・・など、「暴挙」「暴言」「暴走」の「暴」の政治がまかり通っています。

20世紀は「戦争の世紀」とも呼ばれていますが、21世紀に入ってから地球の上では戦乱・動乱による

「民族の悲劇」があとを絶ちません。特に近年、EU離脱をめぐる

イギリスの政情不安、難民対策につまずいたドイツ、「アメリカファースト」のなりふりかまわぬ暴政、また独裁色を強め、「覇権主義」に舵を切りつつある中国、ロシアの近隣諸国への脅威と、ハチャメチャな国際情勢です。

国内政治における今年の焦点は、安倍晋三首相の個人的執念ともいうべき「憲法改悪」への手順がエスカレートしそうな雲行きです。「安保法」成立後の加速度的な防衛費の増大(イージス・アシヨアで1.2億円やF35戦闘機147機で2.6兆円、「いずも」の空母化など)の大軍拡で、今後5年間総額27兆円台にも膨れ上がります。

「解釈改憲」から「明文改憲」へと「九条」のカベをとり払って

「戦争のできる国」への露骨な策謀が進行しています。

戦争への道の第一歩が、言論表現の自由への権力の介入・弾圧に始まることは、戦前・戦中の「治安維持法」下での文学者たちの受難の歴史が示しています。その弾圧の中で命を賭けて自らの文学を貫いた俳人たちがいました。

戦争が廊下の奥に立ってゐた

渡辺白泉

手と足をもいだ丸太にしてかえし

鶴彬

憲兵の怒気らんらんと廊は夏

新木瑞夫

すでに、

梅雨空に「九条守れ」の女性デモ

の一句さえ行政の気兼ね(権力への忖度)をつくり出す空気があります。(年末に原告勝訴が確定しました)

願わくば、今年一年を象徴する漢字が「安」の一文字であつてほしいものです。「安心」「安全」「安泰」の「安」です。

波乱を越えて

瀬口 黎生

明けましておめでとござります。

私には今年の世界も日本も波乱と変動の年になる予感があります。その大まかなところを整理してみましよう。先進資本主義の経済が様々な混乱と行き詰まりを見せていて、終末をむかえていることは、ピケティや水野和夫の言説に待つまでもなく明らかです。しかし、彼らもその後の姿を提示できていません。

日本では、私たち自身この資本主義の社会で生活をしていて、不便や不都合があつても、まあまあと我慢やそれなりの納得をして折り合いをつけて、結婚も出来ないワーキング・プアーの若者たちの苦境をよそ眼に、一人では何も出来ない、生活をしているのが実情です。そう一人では何も出来ません。でも、世界の各地でそれに逆らう動きが起こっているように見えます。我慢の限界を越えたからです。

### みやざき九条の会ニュース44号 (目次)

1. 「災」に続く「安」への展望	南 邦和	p. 1
2. 波乱を超えて	瀬口 黎生	p. 2
3. 無理が通っても道理を引っ込めてはならない	かい たろう	p. 4
4. だから憲法9条は絶対に守る	堀 順子	p. 6
5. 俳句「平和憲法 今年も宜しく」	黒木 余生坊	p. 6
6. 非婚の母に冷たい日本	宮原 宣子	p. 6
7. 沖縄のたたかい 世界へ響け	アシュラ・ウンチュー眞公	p. 7
8. みやざき九条の会と一般会員	河野富士夫	p. 8
9. 河野富士雄氏の投稿原稿に関する世話人会の見解		p. 9
10. みやざき九条の会会則		p. 9
11. 九条の会の運動	みやざき九条の会代表世話人	p. 11

そもそも資本はその誕生以来、飽くなき欲望で利潤を求めてきました。それが近代の豊かさを作り出したのも事実です。しかし、利潤の追求には経済の成長が欠かせません。その成長に陰りが顕著にきたのが1980年代ごろからです。ここ

に新自由主義経済が登場します。何がなんでも成長を維持するために、それまで資本主義の弱点のゆがみを抑える方策として採っていた修正資本主義的規制を「経済活動の自由」を振り回して、取り

払っていききました。これが「規制緩和」です。一方、各国で成長を求めて、ほとんどゼロに近い金利が採られます。これがとてつもない富の偏在と貧富の差を作り出し、流動する金融資本をうみだししました。この富の偏在が中南米やアフリカからの難民の大移動となっているように見えます。アメリカ・ファーストを唱える横暴な近視眼的商人大統領のトランプも、EU離脱を指メイ首相のイギリスも結局は自国の成長にしがみつくと思惑の表れでしょう。

「どうするかトランプさんに聞いてから」(森井征之)と新聞掲載の川柳でも読まれた安倍政治の日本はどうかでしょうか。

「世界一企業が働きやすい国」と称して、外資を迎え入れ、一方膨大な国債を発行して、他国に見られない借金漬けの財政です。これで株価を支えました。実態を

伴わない見せかけの好況です。TPPの発効は農業と自然環境の破壊につながるはずです。その上、公共水道の民営化や漁業法の改悪は成長にしがみつくと新自由主義経済の手法そのものです。

しかも、安倍首相はパラダイムの組み換えと称して、戦前の体制への復帰をもくろんでいます。第二次世界大戦後の世界の平和体制を作り出したポツダム体制をひっくり返すものです。これを世界が容認するわけがありません。そのため必要以上にアメリカに隷従して、お目こぼしにあずかろうという魂胆です。汚いですね。北東アジアの緊張と危機をおおつて、軍事予算を膨らませ、そっくりアメリカから購入して商人大統領の思惑を付度する、みえみえのやり口です。この狙いの先に憲法9条の改悪があります。この方策が今は外交上の「孤立」を生み出しています。

内田樹さんはアメリカの新しい希望のもてる動きとして、昨年8月(2018.8)に出た、アメリカの外交専門誌『フォーリン・アフェアーズ・レポート』の巻頭論

文を紹介しています。「マルクスの世界」と題されたもので、それによると(ロビン・バーギーズ)、

「ソビエトとその共産主義モデルを採り入れた諸国が次々と倒れたにも関わらず、マルクスの理論は依然としてもっとも鋭い資本主義批判の基礎を提供し続けている。特筆すべきは、マルクスが、この40年間のうちに、政府が対策をとらない場合に先鋭化する資本主義の欠陥と弊害のメカニズムを理解していたことだ。マルキシズムは時代遅れになるどころか、現状を理解する上で必要不可欠の理論とみなされている」とあります。

あのマッカーシズムに荒れたアメリカでこのことです。

ご覧になった方も多いと思いますが、マイケル・ムーアは「華氏一九」で、大統領トランプの狡猾なカラクリとその狂気を暴いていますが、同時に銃規制に立ち上がる高校生、民営化された水道の鉛汚染を放置する当局(市長)に抗議する住民、低賃金にストで立ち向かう教師など、巨悪に立ち上がる勇氣ある行動をと

りあげて、最後に「民」が立ち上がらなければ「民主主義は死ぬ」と締めくくっています。お隣の韓国では粘り強いキャンドル・デモが李大統領を退陣に追い込んだし、フランスでは黄色いベスト運動を大統領が無視できないでいます。確かに世界は動いています。

日本では安倍的強権とごまかしの政治に矛盾は山積しています。うんざりです。今、財政破綻を前に、財界の要望を容れ、国民の福祉を削り新たな負担を強いて、突出した軍事費と消費税を組み込んだ亡国の新年度予算が提示されています。

政権は追い込まれているのです。これらに反撃し、変動をどう変革に仕上げていくかが私たちに懸けられています。

## 無理が通つても道理を

### 引つ込めてはならない

かい たろう

りながらまかり通り、どれだけの道理がお蔵に放り込まれたことか。

昨年末株価は6年連続上昇し、年明けに急落したものの間もなく回復した。有効求人倍率も高水準を維持し人手不足は続いている。これらを背景に政権では

「景気は緩やかに回復している」（昨年12月月例経済報告）として「回復はいざなぎを越えた」としている。しかし、庶民感覚では将来に明るい「希望の光」を見られないままである。何故か、理由を集約するならば、国会と官僚組織の制度疲労が起こつているとの印象が強い。

前者は、特定秘密保護法(2013年10月)安保関連法(2015年7月)、共謀罪法(2017年6月)などに代表されるように重要法案の「採決」といえば「強行」が頭に付くの

が当たり前になってしまったことである。国会での質疑応答でもあの有名な「私や妻が関係していれば、〇〇も△△もやめる」の答弁(2017年2月17日)があったばかりに周りの付度を生み「見てない」「分からない」「記録や記憶にない」と

いう不可思議で曖昧な応答が続ぎ、期待

する答えを引き出せない野党の執拗な質問に「同じことを聞かれれば同じことを答える」(2018年5月30日党首討論)こと

も定型化してしまい、「同じような質問は時間と経費の無駄遣いだ」という意見が一般受けするまでになったからだ。

キーマンに対する参考人や証人招聘など微妙な考えなどを求められると「それは国会がお決めになること」とさりとかわされるなど絶妙な国会運営が続いた。が、多くの人にとっては、生煮えのものを食べさせられた思いが残ってしまった。後者については、①文書の書き換え②記録の破棄、記録せず、ずさんな保管管理

③省ごとの不統一な規定など民間人には考えられないお粗末で無責任な文書の取り扱いである。加えて④度重なる統計数字の訂正や手法の理解不足から来る間違いの発生である。原案の疑問点を突かれると「代案を出せ」といわれるが、独自のシンクタンクを持つ余裕のない庶民が、行政が永年にわたって手抜きして作成した基幹統計をうのみにして「代案」を作成しようものなら、ひどい目にあわされ

## 1. 国会と官庁の制度疲労

2018年中、どれだけの無理が大手を振

る。考えてみれば、問題発生時点で責任の取り方が曖昧なところは、前者後者に共通している。

## 2. 効率性と弊害の是正

政治では中央集権、官僚組織の中央集中、経済組織の一極集中など「集中や集積」は効率だけ考えれば最善策である。

しかし、「公僕」であることを頭に入れば、政治の世界では「民意」を汲み取り反映させるためには民主主義的手法をとるべきだし、官僚組織は「民」の方に顔を向けなければなるまい。経済は「投資より多くの収穫」を得ることを原動力として動くので、なるべく自由な場を用意した方がよい。ただ、格差を拡大することが必至なので、これを是正する経済外的力が必要である。

これには二つあって、一つは、税制による富の再配分で、もう一つは、交通通信、医療、電気、ガス、上下水道など僻地の採算に乗らないライフラインに関係する事業である。経済外的力とは外でもない国家ということになる。

## 3. 民主主義の基本

その力を發揮するのは、言うまでもなく政治である。民主的政治の基礎は、民による「投票」だけれども「投票＝選挙」が終わったから「あとはお任せね」では駄目。選挙は白紙委任ではないからその後をウオッチする義務がある。

「受取人が分からない五千万件の年金は全部明らかにします」「原発は安心安全です」「辺野古のサンゴ礁は他に移した」などと言われたのは何時だったか、それらは今どきのようになっているか。美しい掛け声に酔わされることなく、結果を検証しなければ民主政治は成り立たない。民主主義が育つには、時間はかかるし細心の感性、注意と忍耐を必要とする。民主主義では、1000人いたら1000の意見があつて当然だけれど、もう一つ民主的政治を育てるのに不可欠なことは、

「弱い者は小異を捨て、大同に就かなければならない」のだ。庶民(市民)一人一人の力は弱いもので、それでも大勢の人が一つのスローガンに纏まれば強くなる。その力を一番怖がる人たちもいる。その人たちの常套手段は、纏まろうとする人

たちを「分断」することである。

## 4. 「沈黙は金である」というのは嘘

ドイツの神学者マルチン・ニーメラーの詩にこんなものがある。ナチスが共産主義者を攻撃したとき、私は声を上げなかった。私は共産主義者でなかったからだ。社会民主主義者を牢獄に入れたとき、私は声を上げなかった。私は社会民主主義ではなかったからだ。労働組合員を攻撃したとき、私は声を上げなかった。私は組合員でなかったからだ。ユダヤ人たちを連れて行ったとき、私は声を上げなかった。私はユダヤ人でなかったからだ。そして、ナチスが私を攻撃したとき、私のために声を上げる人は誰一人残っていなかった。

良かれ悪しかれ、今の世の中はある日突然現れるのではない。今ある姿は少しずつ変わった過去の出来事の集積だ。小さく変わるその時々、声を上げて自分の意思を表明することが大切である。そのために、例え小さな事であっても歪のない目で見つめ、記憶に残しておきたい。

## だから憲法9条は絶対に守る

堀 順子 (元高校教師82歳)

「世界に誇れる9条を守ろう」と、私たちは必死になっっています。憲法が定める平和主義、民主主義、基本的人権を踏みにじる動きが顕在しています。私は日本の将来がどうなるのか、気が気ではありません。

福祉予算を削り防衛費を5兆円台という過去最大に増やし、改憲の準備が進められています。

世界に誇れる日本国憲法9条を、どんな事があったても私たちは守らなければなりません。私は第2次世界大戦を7歳まで体験しました。延岡大空襲も体験しました。

人がたくさん死に、あちこちの家が燃えている中を、山の裾野に掘られている防空壕に向かって走るとき、死体を踏みつけてしまった感触は一生忘れられません。

雇用や教育、医療、介護など身近に沢山の課題を抱え生活している普通の人達

の願いや、思いを実現していく本当の政治はないのでしょうか。

アベ首相は米国の言いなりになって、今沖縄のきれいな海が土砂で埋めたてられています。新基地建设に反対する県民を前に強行されています。

この前テレビで天皇陛下が言っておられた「戦後75年間、日本人は戦争せずにしたから平和だったと」。

多分陛下の頭の中には9条の事がうかんだのでは、と私は思いました。

そこで私は思った。平和がわかる人は戦争を体験した人、先ず命が大事であること、この前特攻隊の語り部の話を聞きました。

15歳の少年から20歳位の青年が特攻隊員として敵の軍艦に体当たりして自分も死ぬ話だ。

お国の為にと教育されてきたと思うが、今この戦死者達の上に、そして憲法9条の上に、私たちは平和があるのだということを感じなければならぬと思う。だから憲法9条は絶対に守る。

## 「平和憲法 今年も宜しく」

黒木 余生坊

憲法の前文読みて9条を

暗誦すれば今日の始まり

9条に助けられたり助けたり

これから先もどうぞ宜しく

憲法を擁護できない政権に

国の舵取り任せられない

9条に自衛隊書き加えても

「なんら変わらぬ」ならば変えるな

## 非婚の母に冷たい日本

宮原 宣子

昨年、日本中に噴き出したジェンダー・トラブルは、何ひとつ解決への兆しは見えぬまま終わった。官僚によるセクハラ、医学部入試における露骨な女子差別、大

相撲土俵への時代がかった女人禁制、そして非婚母の子育て支援差別等々、ある程度話題にはなっても大きな議論が巻き起こることはなく、二〇十八年は暮れていき日本のジェンダーギャップ・ランキングは110位となった。一九七八年国連で採択された国際法「女子差別撤廃条約」の国内法整備として一九九九年に成立した「男女共同参画社会基本法」から今年20年になる。然し、日本では「男女共同参画社会?それがどうした」という状況に変わりはない。

とりわけ非婚のまま、一人で子育てをしている女性への寡婦控除差別が、いかなる正当な理由により今日まで維持されてきたのか明らかにしなければならぬ。日本では90年代少子高齢化が喫緊の重要課題だといわれ始め、そのことは「男女共同参画社会基本法」前文にも明記された。けれど非婚女性への寡婦控除差別は現在まで維持され続け、公明党の強い要請で漸く今年見直しの議題に上がるらしいが、自民党議員の抵抗は強いのだという。

フランスでは一九九四年、合計特殊出生率が「93」となり子育て支援の充実と家族手当支給制度などが事実婚にも適用され、二〇一六年の出生率が「92」に上がっている。日本は二〇一七年に「92」のまま婚姻率も出産数も上がらない。様々な理由による非婚女性の子育てを差別する、日本政府の意図は何なのか?

昨年十二月二十日朝日の社説に「未婚の母親への冷たい税制。時代錯誤の家族観に固執する政治・・・」とある。日本には「伝統的家族観」や、両親と子ども四人を「標準家庭」とする家族イメージが存在する。然し、すでに二〇一〇年の国勢調査では、単身世帯が夫婦と子の家族世帯を上回るといふ衝撃的な結果が出ている。現実の家族はもう八年も前に様々に変質してしまっていることが明らかにになった。このような状況でなお、非婚女性への寡婦控除差別を維持する自民党の真意は?既婚か非婚かを問題にする真意は何かを追求しなければならぬ。

考えられる理由の一つは「性規範の逸脱は許さない」という圧力。さらに「伝

統的家族の維持」つまり、女性の自立を許さないということか?女性は成人すれば普通に男性と結婚し、子どもを産み家族を支える為に家事、育児を無償で引き受ける生き方をすべきだと。この伝統的家族(家父長的家族)の在り方は、産業界にとって夫の労働力の再生産を妻が無償で行うという、非常に重宝なシステムであるという。夫が働きそれを妻が支えるという構図は一見、実に当たり前な夫婦の協力関係に見えるが、夫の労働には対価が支払われ、妻は家事育児を無償で行うというこの働き方の違いは、生涯に受け取る収入や年金の額に大きな格差を生じさせる。この「男女役割分担」というあり方は、女性差別の最たるものだと

言える。これ等について上野千鶴子元東大院教授の著書、「家父長制と資本制(岩波書店)」に詳細に述べられている。(注) 家父長制の定義 「性に基いて、権力が男性優位に配分され、かつ役割が固定的に配分されるような、関係と規範の総体」瀬地山 角(東大院社会学教授1990年)

## 沖縄のたたかい

世界へ響け！ ♪♪♪

アシユラ・ウンチュー眞公

### 【明治国家の成立】「富国強兵」「殖産興業」

を掲げ明治新政府は、欧米の文物を享受しつつ、欧米列強に伍する国家づくりに奔走。1867（慶応3）年1月9日睦仁親王、明治天皇に即位（16歳）。徳川慶喜が大政奉還の上表を提出（11.9）。翌68年に王政復古の大号令（1.3）が下され、天皇親政の詔を發布（2.25）。紫宸殿にて五か条誓文・億兆安撫・国威宣揚の宸翰（4.6 天皇直筆の文書）を發表。神仏判然令、神仏混淆を禁止し廢物毀釈運動（4.20）起る。10月、明治と改元し一世一元制を定めた（10.23）。ここに祭政一致（国家神道）の新たな絶対天皇制国家が成立。帝国憲法（1889年）は「天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ」を謳い、翌年「教育勅語」を發布（10.30）。国民は天皇の臣民として国家への忠誠を余儀なくされ、軍事国家（帝国主義・侵略）へと突き進んだ。1945年8月15日、

明治の栄光は無残にも打ち砕かれたといえよう。こうした歴史事実を隠蔽、改竄することなく、教訓にしなければならぬと思う。

### 【琉球国から沖縄県へ】1872（明治5）

年「詔書に琉球藩王」と記し、琉球尚泰王の恭順を求め「琉球処分」を開始。直ちに琉球の外交権を外務省管理下へ。日清修交条規（871年）の改正と琉球の帰属を同時に解決すべく、琉球王府と清朝の冊封関係を断ち切ることを画策。牡丹社事件を蒸し返し、1874年5月、征台の役（台湾征討軍）を起こし海外初出兵の日本軍は、辛くもパイワン族に勝利。清朝から台湾は、「化外の地」であると引き出し10万両を獲得。琉球人は日本人であり日本に帰属すべきとの主張は決裂。

その間隙をぬって内務卿伊藤博文の処分案を強硬。1879（明治12）年松田道之処分官は警察・軍隊を引き連れ首里城（3月27日）に乗り込み、王府に令達書を手交し沖縄県設置を強行した。実に不意打ち的なり方で、一瞬にして数百年にわたる琉球王の統治権は明治政府に移っ

た。その強権手法はまさに「琉球併合」といふべきであろう。

【辺野古新基地ノのたたかい】ハワイ在住・沖縄にルーツを持つロバート・カジワラさんの呼びかけで、ホワイトハウスへの要請・辺野古埋め立て工事中止の署名は20万筆を超えた（1.9）。日本内外（アジア諸国はじめ、中東、欧米諸国・）から民意を踏みにじり憲法、法律を無視する日本政府への抗議・批判の声が上がっているが、沖縄・辺野古のたたかいを本土メディア・ジャーナリストがその現状を伝えきれていないことが最大の問題である。辺野古に米軍の新基地を造らせないという民意は、まさに沖縄県民の歴史的・生存権保障を願う喊声であり、不屈の心はけっして砕けることはない。

憲法の平和主義（第九条）は、二度と沖縄を戦場にしないことを明記している。辺野古のたたかいは、世界史に新たなページを刻むことになるだろう。いつもの連帯と行動が求められていることを銘記しておきたいと思う。（2019.1.14）



意見

## 「みやざき九条の会」と一般会員

河野富士夫

私は「みやざき九条の会」の創立の頃からの会員です。前々から不思議に思っていたことがあります。会員になるということは会費を支払うと「みやざき九条の会ニュース」が送られてくるというただそれだけことに思えるからです。

しかし「ニュース」と言っても指名された人が書くだけのように、私たち一般会員は書けませんでした。「でした」というのは、私の友が編集長になった時、彼に「一般会員も書けるように全体から募集して」とお願いしたところ、彼はネットで広く原稿を募集してくれたので2015年の32号から私たちも投稿できるようになりました。しかしこの募集はネットを持ってない人には伝わっていないのかもしれない。私に関係する「会」では、「ニュース」の中に必ず次号の原稿募集（締切日・送付先等）があります。本会も全会員に原稿を募集してくれたならみんなに歓迎されるだろうと思っています。

私たち一般会員もまた憲法改悪を阻止し、何とか九条の形骸化を阻止したいと思って「みやざき九条の会」に入りました。しかし

それを活かす場がこの会にはありません。私たち一般会員は目的達成のために今年はどうな方針で戦うか等を決める場に参加できません。どこの「会」でも必ずある全会員が集まって討議・決定する場所、即ち「総会」は私が記憶する限り一度も開かれていないのです。一般会員は誰が会員かさえ分からない状況です。そんな状況でどうして積極的に参加できるでしょうか。みんなで過年度の戦いを確認し、次年度の方針の最終決定し、予算をたて、種々の世話人を選ぶなどことができるのなら

自分たちも参加しているという気持ちになり、もっと参加するようになるのではないでしょう。昨年、私は本会の代表世話人の方に、本会でも総会を開いて下さいとお願いしました。すると「忙しいので総会を開く余裕がない」という返事でした。確かにいつも忙しそうです。その活動にはいつも感謝しております。しかし総会にはいつも開けないということとは別次元の問題です。総会開催は義務で、権利で、民主主義の基本です。忙しすぎるのなら他の多くの会がそうしているように、講演会と抱き合わせてやっつけてはいかがでしょうか。昨年の11月24日の「みやざき九条の会」主催の高田健氏を招いての講演会のように、毎年、本会主催の講演会（「年例会」）があります。

その後にはすればできると思われます。そうすれば一般会員にも参加の道がもうひとつ開かれるのではないのでしょうか。

もう一つは「会計」の問題です。本会の先の人に尋ねると、会計は「ニュース」で報告しているとの返事でした。念のため2016年の創立時からの「ニュース」を見ると、欠号もあり、見落としもあるかもしれませんが、会計報告があつたのは16年度と17年度の2回だけです。13年間に2回です。その2回の中で16年度（「ニュース」38号）だけは約23万円の収入・支出が比較的よく分類されています。もうひとつの「17年度」（「ニュース」42号）はこういう内容です。全文を記載します。「収入は合計146,834円、うち、会費収入0.6万円、カンパ50.1万円。支出は、主な内訳として、ニュース発行経費約17万円、他団体への協力費約23万、他に、新聞広告費、講演会不足分、事務経費など」。これで会計報告と呼べるでしょうか。また「会計報告」というものはこのやり方とは別次元の問題とされています。つまり会計報告というものは「ニュース」への掲載で済むものではなく、会費を支払った本人が参加し、質問できる場所、つまり総会で行うものです。会員でありながら約15万円の収入（17年度）という会費がどう使

われているのかを知ることができないのでは困ります。どこの会でも会計監査委員がいて領収書とつきあわせて確認の上、その使用明細が総会で報告され、質疑応答があつて初めて承認となるものです。会員が支払う会費の収入・支出がきちんとなされていることは一番大切な問題です。

日本国憲法の基盤をなすのは憲法13条の「個人としての尊重」です。それは、ひとは一人一人がそれぞれに異なつた自分自身の意見を持つているので、ひとは「個人」として尊重されなければならぬという意味だと思えます。それを保障するのは本会では「総会」の場しかありません。本当に多忙だとは思いますが、「総会」を開いて欲しいと思います。本会は憲法9条を守ると同時に民主主義を守る会です。そうであるなら「会」自体もまたもっと民主主義を大切に作る会であつて欲しいと思います。そうなるなら本会が抱えている問題、即ち会員の減少、世話人になり手の減少、本会の集める「3000万人署名」の数の少なさを改善することに少しは寄与することができるのではないのでしょうか。政情は「9条」を守るか否か、決戦の時です。会の力を結集して戦う時と思います。(2019年1月9日)

## 【河野富士夫氏の投稿文に関する

### 世話人会の見解】

ご指摘ありがとうございます。人手不足で十分なことはできていませんが、会の運営はみやざき九条の会会則(別掲)にもとづき実行しています。世話人会は当日見えた方(会員)で運営しています。河野さんもどうぞ手伝つて下さる方を誘つて参加して下さい。

闘いが厳しく、思うように進まない、と、じれてきて、つい内向きになりがちです。お互いに気を付けましょう。

巨大な相手との闘いはこれからも地道に続きます。頑張りましょう。

2019.1.16 みやざき九条の会世話人会

### みやざき九条の会 会則

第1条(名称) 本会の名称は「みやざき九条の会」とする。

第2条(目的) 本会は、日本国憲法第九条を守り、その平和主義の精神を広めることを目的とする。

第3条(活動) 本会は、宮崎市を拠点とし、宮崎地域において前条の目的を達成するために、実現可能なあらゆる活動を行う。

第4条(会員) 国籍、年齢、思想信条を問わず、本会の目的に賛同する者を会員とする。

第5条(役員等) 本会には、代表世話人、世話人および事務局をおく。

第6条(事務局所在地) 本会の事務局は宮崎中央法律事務所内におく。

第7条(会費等) 本会の財政は会費とカンパをもつてまかなうこととし、入会費は千円、年会費は千円とする。

ただし初年度は入会費と年会費をあわせて千円とする。また学生の入会費・年会費は500円とする。

第8条(会計年度) 会計年度は1月1日から12月31日の1年とする。

第9条(会則発効日) この会則は2005年1月1日から適用する

2005年1月1日制定

みやざき九条の会 代表世話人

藤原宏志(宮崎大学学長、南邦和(詩人)、成見正毅(弁護士)、横川澄夫(牧師)、宮澤信雄(元三アノウサー)、郷田美紀子(薬剤師)、森 千枝(詩人)、瀬口黎生(作家)、牧村 進(宮崎大学名誉教授)

事務局 0985-0803 宮崎市旭1-3-20

くすの樹ビル 宮崎中央法律事務所内

TEL. 0985-24-8820 FAX. 0985-22-2937

## 九条の会の運動

★九条の会は鶴（又エ）？

どなたからか、日本会議のある関係者が「九条の会は鶴みたいだ」といったという話を聞いたことがあります。鶴というのは平安時代、皇居に棲みついて夜な夜な天皇を悩ましたという妖怪のこと。そうか、九条の会は官邸の住人を悩ませているんだと納得？しました。

★裾野の広い国民運動

九条の会は、2004年6月の大江健三郎さんから9名の呼びかけに呼応して45年のうちに、全国で7千五百をこえる「会」がつくられました。地域、職場だけでなく、詩人、映画人、科学者などの幅広い分野の「九条の会」が、9条を守るために創意工夫した活動をしています。

誰が会員なのか、どういう組織なのか見ただけではわかりません。また、九条の会の会員は複数の九条の会に入ることがあります。たとえば、みやざき九条の会の会員が近所の人と新たにA地域九条

の会をつくることがあります。その人は二つの九条の会に所属することになります。新たにつくられたA地域九条の会は独立した会であり、宮崎県内各地域の「会」はみやざき九条の会の下部組織ではありません。

全国で7千五百に上る九条の会は、それぞれ独立した会であり、上下の関係はありません。ただ一点共通しているのは憲法九条（戦争放棄）を守ることを目的にしていることです。

このように、九条の会は従来の運動組織とは異なる新しい形です。ただ、最近ではさまざまな市民運動体が生まれ、似たような形をとっています。いわば、市民運動体ともいう形です。

★みやざき九条の会の運営組織

みやざき九条の会の会則は9項目の簡単なものです。とりわけ運営に関する項目は第5条（役員等 本会には、代表世話人、世話人および事務局をおく）だけです。代表世話人はみやざき九条の会設立を呼びかけた者と世話人会が必要と認められた者です。みやざき九条の会で会員と

して公表されている氏名は代表世話人（現在9名・内2名は故人）だけです。

運営の中心は世話人会です。世話人会は任意に申し出る世話人で構成されます。毎月第3水曜日が定例世話人会ですが、必要に応じて臨時世話人会が開かれます。いままで延べ約30名の方が世話人になっておられます。総会という仕組みはありませんが、毎年活動者会議（交流会）が開かれます（実施出来なかった年もありますが）。これは会員以外の人も参加できます。みやざき九条の会ではこの場で活動報告を行っています。

九条の会がこのような組織運営を行う理由は新しい形の国民運動を起こそうという点にあります。一般的な代議制は一見民主的に見えますが、必ずしもそうではありません。例えば、現在の日本では憲法九条を守ろうとする人が多いのに、九条改憲を旗印にする人が首相の座にあるということです。これは、「民主的」に選ばれた代議制議員が小選挙区制なる仕組みをつくり、国民を「民主的」に欺いたからです。

代議制つまり間接民主主義より、できれば国民が直接決定に参加できる直接民主主義の方がより民主的です。したがって九条の会では役員の代議制をとらず、より直接民主主義に近い形、誰で運営にも参与できる自発的参加による世話人制をとっています。

最近の市民運動をみると、多くの市民運動組織が似たような運営をしています。かりに九条の会の運営を代議制にすると、定則数二分の一で成立する総会で毎年役員を選出することになり、まず総会の成立が前提になります。宮崎県下に散在する約600人の会員を一堂に集める作業はかなり困難を伴い現実的ではありません。代議員会の成立も問題になるでしょう。そして何より、選出された代議員以外の会員が直接意見を述べる機会は、総会しかありません。

#### ★みやざき九条の会の財政

みやざき九条の会は会則第7条の規定により、年あたり千円の会費をいただき任意カンパとあわせて会の運営費を賄うことになっています。毎年、会費の振込

用紙をニュースに同封して送っています。さまざまな事情により会費が納入されないこともありますが、敢えて督促はしておりません。それは別に任意のカンパをお願いしています。みやざき九条の会では任意カンパが会費収入と変わらない程度あります。みやざき九条の会の特徴

かもしれません。これらの財政報告は世話人会で審議するとともにニュースに掲載することになっています。この点については今後、活動者会議（交流会）でも詳細を報告する必要があるでしょう。財政状況をはじめ会の運営全体についての質問は世話人会に出席くだされば担当者から必要資料の開示をふくめ対応します。文書あるいはメールでお問い合わせいただいても結構です。

★発足13年、みんな齢をとりましたが、いよいよ正念場

2005年1月に発足したみやざき九条の

会は14年目を迎えることになりました。発足当時から本会の中心で活躍いただいた人たちも齢をとり、一人ふたりと欠会されるようになってきました。世話人会

は本会の要であり、これを充実・強化することが喫緊の課題になっています。世話人は会員であれば誰でも参加できます。是非、みなさんに参加して頂きますようお願い致します。

安倍首相は昨年、改憲シフトを敷き国会発議を実現しようと言論みましたが、国民の抵抗を受け果たせませんでした。2009年改憲を公言する安倍首相は今年もなりふり構わず改憲策を強行しようとするでしょう。とりわけ7月に予定される参院選は重要です。参院選で野党勢力が勝利すれば、安倍首相の野望を打ち砕くことができます。是非とも野党連合を実現し参院選勝利を実現しましょう。

九条の会は憲法九条を守り抜くため「鳩（ぬえ）」となって改憲勢力を悩まし続けます。

2019年1月21日

みやざき九条の会代表世話人

(南 邦和、成見正毅、藤原宏志、瀬口黎生、横川澄夫、牧村進)